

小売店における  
地域・社会貢献推進の手引

令和2年6月



# — 目次 —

<b>第1 手引作成の趣旨</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>第2 地域・社会貢献の取組事例</b> . . . . .	<b>2</b>
1 地域づくり・まちづくり	
2 地域経済活性化	
3 交通	
4 文化・観光	
5 子育て・福祉	
6 安心安全	
7 環境	
市内事業者の取組事例	
①地域の祭りや行事への参加，協力	
②展示・イベントスペースの提供	
③店内内装等への地元産品の活用	
④バス待ち環境の整備	
⑤学校の職場体験・店舗見学の受け入れ	
⑥買い物弱者対策への協力（移動販売の実施）	
⑦子ども110番のお店への参加	
⑧生活必需品を災害時の生活物資として提供（協定締結）	
⑨食品ロスの削減に向けた取組	
<b>第3 大規模小売店舗（1,000㎡超）の設置者が行う手続</b> . . . . .	<b>8</b>
1 地域・社会貢献計画書	
2 地域・社会貢献実施状況報告書	
3 地域・社会貢献等に関するアンケートについて	
<b>第4 中規模小売店舗（400㎡以上1,000㎡以下）の設置者が行う手続</b> . . .	<b>13</b>
1 地域・社会貢献計画書	
<b>第5 様式</b> . . . . .	<b>14</b>

## 第1 手引作成の趣旨

小売店は、地域密着型産業として、消費者である地域住民との直接の接点を有するという特性から、地域社会への貢献が大いに期待されています。また、国が定める「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」では、大規模小売店舗の地域社会への貢献について、自主的な取組を積極的に行うこととされています。

京都市では、全国で初めて企業規模に関わらず地域と共に継承・発展する地域企業を支援するため制定された「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」や、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現に向けて制定された「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」において、事業者の皆様に対して、地域の一員としてさまざまな地域活動に御協力いただくことや、従業員がお住まいの地域の活動に参加できる環境づくり等、事業活動を通じた地域コミュニティの活性化への貢献をお願いしています。

加えて、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標＝SDGs※」では、経済、社会、環境の課題を解決した未来像が描かれ、企業はビジネスの力で現在と未来像とのギャップを埋めるよう要請されており、現在、多くの企業が社会と企業の持続可能な発展に向けて社会課題の解決に貢献しながら、世界が目標に掲げるSDGsの達成に取り組んでいるところです。

これらを踏まえ、この度、小売店に期待する地域・社会貢献の具体例や取組事例、取組の実施に係る手続等を体系的にお示しすることで、小売店における地域・社会貢献の更なる推進を図ることを目的として、本手引を作成しました。

小売店が地域の一員として、地域の実情に即した地域・社会貢献に取り組むことは、快適で暮らしやすいまちづくりの実現につながるとともに、事業者にとっても、住民等の信頼が得られ、継続して安定した事業展開をもたらします。

京都市では、今後、市内の小売店がこうした理念に沿った地域・社会貢献を通じて、まちづくりに自ら積極的に関わっていただけるよう、本手引の普及啓発に努めてまいりますので、関係者の方々の御理解と御協力をお願い申し上げます。

※ SDGs（エスディージーズ：Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）とは、国連で採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットです。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。

## 第2 地域・社会貢献の取組事例

小売店舗に期待する地域・社会貢献の具体例や実際に市内の小売店舗が取り組んでいる事例を示していますので、地域・社会貢献に取り組んでいただく際の参考にいただき、地域の実情に即した積極的な取組をお願いします。

項目	細目	具体例
<b>1</b> 地域づくり・まちづくり   	(1) 地域団体への加入，協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗設置者及びテナント事業者の商店街振興組合，商工会議所等 への加入</li> <li>・商店街振興組合，商工会議所等が実施するイベントへの参加，協力</li> <li>・自治会，町内会，防犯推進委員等防犯活動団体，地域女性会等の活動への参加，協力</li> </ul>
	(2) 賑わいづくり，交流促進，地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の祭り，伝統行事，レクリエーション大会，文化活動等の各種行事への参加，協力</li> <li>・京都市（区役所）が主催するふれあいまつり等への協賛，参加</li> <li>・地域住民がいつでも利用可能なコミュニティスペースの提供</li> </ul>
	(3) 地域や京都市政に関する情報発信，啓発活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ配布場所の提供，チラシ配架，ポスターの掲示等</li> <li>・地域の生活情報の受発信への協力（情報コーナーや掲示板の設置等）</li> <li>・京都市等が行う啓発活動への協力</li> <li>・選挙時におけるポスター掲示場の設置協力・選挙時における期日前投票所の設置</li> </ul>
	(4) 地域住民等との協議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等との協議の場の設置</li> </ul>

### 取組事例 ① （食品スーパー）

#### 地域の祭りや行事への参加，協力

地藏盆や夏祭り等の地域行事の際に，物品の提供をはじめ，屋台の運営や後片付けの手伝いなど，積極的に地域の行事へ参加，協力している。



項目	細目	具体例
<b>2</b> 地域経済活性化   	(1) 商店街や商業者等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通ポイントカードの発行，スタンプラリーの実施</li> <li>・商店街PRコーナーの設置</li> <li>・チャレンジショップスペースの提供</li> <li>・宿泊施設が実施する取組への協力，連携（宿泊客への割引券発行等）</li> </ul>
	(2) 地元製品の販売，開発協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元製品販売コーナー及び生産者等の直売コーナーの設置</li> <li>・地産地消の取組への協力（京都市中央卸売市場からの仕入れ等）</li> <li>・内外装や商品棚等資材への市内産材の活用</li> <li>・京都市内の事業者のテナント入居及び取引の促進</li> <li>・地域及び市内事業者が行う商品開発等への支援</li> </ul>
	(3) 働き方改革に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間勤務制度や在宅勤務等多様な働き方の推進</li> </ul>

### 取組事例 ② （複合商業施設）

#### 展示・イベントスペースの提供

地域で頑張っている方々と共にまちを盛り上げていきたいという想いから，地域振興等に精力的に取り組む団体等に対して，展示・イベントスペースの提供を行っている。

### 取組事例 ③ （複合商業施設）

#### 店内内装等への地元製品の活用

積極的な地元製品の活用やPR等を積極的に行っている。来客者が京都の誇るべき地元産品に触れ，知ってもらい，現地に足を運んでもらえればと考えている。

項目	細目	具体例
3 交通  	(1) 交通安全運動への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種交通安全運動、啓発活動への参加、協力</li> </ul>
	(2) 公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>来店客や従業員への公共交通機関利用促進策の導入</li> <li>バスの待合スペースの提供</li> <li>バスの運行状況掲示板等の設置</li> <li>店舗駐車場のパークアンドライド駐車場としての一般開放</li> </ul>
	(3) 駐輪場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客以外でも広く利用できる収容台数に余裕を持った駐輪場の整備</li> </ul>

項目	細目	具体例
5 子育て・福祉  	(1) 誰もが利用しやすい店舗づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供</li> <li>高齢者、障害者、妊産婦等の専用駐車スペースの確保（京都府思いやり駐車場利用証制度の導入等）</li> <li>買い物弱者対策への協力（移動販売や買物送迎バスの運行、購入商品の宅配等）</li> </ul>
	(2) 子育て、家庭教育支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃんルーム、キッズコーナー、子ども用トイレ、託児室等の設置</li> <li>子育て支援情報コーナーの設置</li> <li>子育て家庭の交流や相談の場の提供</li> </ul>
	(3) 教育機関への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どものための学びの場の提供（学校の職場体験学習やインターンシップの受入れ等）</li> <li>学校の運動会、学生の活動やイベント等への協力（会場の提供、協賛金の支出）</li> </ul>
	(4) 障害者支援施設等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者支援施設や授産施設等で制作された製品の取扱い</li> </ul>
	(5) 障害者、高齢者、母子家庭の母等の雇用の促進及び労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>法基準を上回る積極的な障害者雇用の促進</li> <li>高齢者、母子家庭の母の雇用機会の確保、促進</li> <li>地元住民も利用可能な企業内託児所等の設置</li> </ul>
	(6) 各種団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の福祉団体と連携したイベントの開催等</li> </ul>

取組事例 ④

（食品スーパー）

バス待ち環境の整備

魅力あるバス待ち環境を整備する、京都市の「バスの駅」設置事業に賛同し、店舗内に店内でゆったりと飲食していただきながらバスをお待ちいただけるイートインスペースやモニター型バス接近表示器を設置した。



項目	細目	具体例
4 文化・観光 	(1) 観光客にやさしい受入環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の観光バス乗降場及び待機場所としての提供</li> <li>多言語対応の案内表示の整備</li> <li>観光客へのトイレの開放</li> </ul>
	(2) 京都の魅力を発信に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロケへの支援、協力（店舗でのロケ誘致等）</li> <li>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）への寄附</li> </ul>

取組事例 ⑤

（食品スーパー）

学校の職場体験・店舗見学の受け入れ

小学生の仕事場体験（1日店長）や店舗見学の受け入れを行うことで、地域の子どもたちの健全育成への支援を行っている。



取組事例 ⑥

（食品スーパー）

買い物弱者対策への協力（移動販売の実施）

買い物が不便な地域や高齢者が多い地域において、地域の声やニーズを把握しながら、移動販売を実施している。



項目	細目	具体例
6 安心安全	(1) 安全なまちづくり運動への協力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども見守り活動への参加, 協力</li> <li>犯罪予防キャンペーン等への参加, 実施会場の提供</li> <li>客引き行為等防止パトロールへの参加</li> <li>子ども110番の店への参加</li> <li>犯罪の防止及び抑止を目的とした啓発物品の配布等を行うための場所の提供</li> <li>地域が実施する防災訓練や地域の消防団活動への参加</li> <li>市や地域との防災協定の締結</li> <li>AED(自動体外式除細動器)の設置</li> <li>従業員の救命講習受講の促進</li> <li>住宅用防災機器の啓発・販売コーナーの常設</li> </ul>
	(2) 災害発生時における対応, 協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗や駐車場を災害時の一時避難場所として提供</li> <li>災害対策に必要な資器材の一時集積場所の提供</li> <li>災害時における各避難所への物資(食料, 飲料, 生活必需品等)の提供</li> <li>災害時における避難情報の発信(店舗所在地の小中学校区へ発令された避難情報のアナウンス等)</li> <li>ボランティア休暇取得に関する職場環境の整備</li> </ul>

**取組事例 ⑦**

(ドラッグストア)

**子ども110番のお店への参加**

子どもを対象とした事件や事故等が社会問題となっていることを踏まえ, 子ども110番のお店として参加し, 緊急時の避難所としての利用をはじめ, 子どもの安全に関するボランティアとの連携等, 地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていく活動を行っている。



**取組事例 ⑧**

(百貨店)

**生活必需品を災害時の生活物資として提供(協定締結)**

京都市と「災害時における物資の供給の応援に関する協定」を締結しており, 災害時には, 避難所等で必要となる食料品や日用品等の提供を行うことで, 市民生活の早期安定を図る。

項目	細目	具体例
7 環境	(1) 地球温暖化対策や省エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明及び空調機器の徹底した管理や最先端高効率機器への更新・導入の促進</li> <li>ノンフロン(自然冷媒)冷凍・冷蔵・空調機器の導入</li> <li>敷地内の緑化及び屋上・壁面緑化の推進</li> <li>太陽光発電装置等の再生可能エネルギー設備, コージェネレーション設備等の設置</li> <li>電気自動車等充電設備の設置</li> <li>搬入車両等へのアイドリング・ストップの徹底</li> <li>建築物のZEB化<sup>※1</sup></li> <li>環境配慮商品の販売によるグリーン購入の促進</li> <li>クレジット(「DO YOU KYOTO?クレジット」制度<sup>※2</sup>等)の活用</li> </ul>
	(2) 環境美化対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の美化活動への協力(清掃活動への参加, 活動参加者に配布するノベルティ等の物的支援, 集合場所の提供等)</li> <li>一斉清掃の集合場所の提供や開催チラシの配架</li> </ul>
	(3) リサイクル対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルボックスの設置, 店頭回収の実施(容器包装, 家電, 電池, 蛍光灯等)</li> </ul>
	(4) 廃棄物減量化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイバック持参, レジ袋削減の呼び掛け</li> <li>食品廃棄物の排出抑制(賞味期限の近い商品の見切り販売, フードバンクへの対応等), 生ごみの資源化</li> <li>量り売りや簡易包装, 省容器包装販売の推進</li> <li>分別の徹底によるごみの減量化</li> </ul>
	(5) その他の環境対策の推進に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>光害対策(屋上照明, 広告塔照明等の適切な設置・運用)の実施</li> <li>環境教育・環境学習の場や機会等の提供</li> <li>地域の環境保全活動への協力</li> <li>商品流通の効率化(共同配送や再配達削減B0の設置等, 調達, 配達に係る合理化)</li> </ul>

※1 ZEB(Net Zero Energy Building)…快適な室内環境を実現しながら, 消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに, 創エネでエネルギー収支ゼロを目指した建築物

※2 「DO YOU KYOTO?クレジット」制度…京都市内における地域団体等による温室効果ガスの排出削減を促進するため, 各主体の環境配慮行動により実現した温室効果ガス排出削減量を取引可能なクレジットとして認証する制度

**取組事例 ⑨**

(総合スーパー)

**食品ロスの削減に向けた取組**

京都市が実施する「食べ残しゼロ推進店舗」の認定を受けるとともに, 店頭に並んだ食品の食べ残しゼロを目指し, 仕入れや販売方法の工夫等, 積極的な取組を行っている。

### 第3 大規模小売店舗（1,000㎡超）の設置者が行う手続

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗を設置する者が、その周辺地域の生活環境の保持のため、施設の配置や運営方法について適正な配慮がなされることを確保するよう求める手続を定めており、国が定める「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」では、大規模小売店舗の地域社会への貢献について、自主的な取組を積極的に行うこととされています。

京都市では、積極的な地域・社会貢献の取組の促進を図り、もって地域及び企業の持続的な発展を推進するため、大規模小売店舗立地法の届出時にあわせて、「地域・社会貢献計画書」の提出をお願いしています。また、計画書の提出から一定期間経過した際には、「地域・社会貢献実施状況報告書」の提出をお願いしています。

#### 1 地域・社会貢献計画書

##### (1) 対象となる店舗

次のいずれかに該当する大規模小売店舗とします。

- ア 新規に出店する大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）
- イ 既設の店舗のうち、大店立地法第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による変更の届出を行う店舗

##### (2) 地域・社会貢献計画書の内容

対象となる大規模小売店舗の設置者は、「出店等計画説明書作成要領」に基づき「地域・社会貢献計画書」（第1号様式）を作成し、京都市（産業観光局地域企業イノベーション推進室）に提出してください。地域・社会貢献計画の計画期間は、開店又は変更日から2箇年分を対象とします。

計画書には、以下の事項を記載してください。

- ・店舗の名称及び所在地
- ・地域・社会貢献に対する取組方針
- ・地域・社会貢献の取組内容（取組分野、具体的な内容、実施時期 等）
- ・地域・社会貢献担当窓口（名称、部署・担当者名、連絡先 等）

※ 地域・社会貢献の取組項目等については、P2～P7の「地域・社会貢献の取組事例」を参考にしてください。

※ 作成に当たっては、テナントとの協力体制の確立に努めてください。

##### (3) 提出時期・提出先

大規模小売店舗立地法の届出における事前協議とあわせて、地域・社会貢献計画についても協議を行い、届出時に協議済みの計画書（2部）を京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室まで提出してください。（郵送不可）

※ 届出時にテナントが未定のため、提出ができない場合は、テナント確定後の届出（法第6条第1項）時に協議済みの計画書（2部）を提出してください。（郵送不可）

##### (4) 計画書の公表

提出された計画書は、大規模小売店舗立地法における届出書の縦覧書類として、公告の日から4箇月間縦覧に供します。

#### 2 地域・社会貢献実施状況報告書

##### (1) 地域・社会貢献実施状況報告書の内容

計画書を提出した設置者は、計画書に記載した内容の実施状況を記載した「地域・社会貢献実施状況報告書」（第2号様式）を作成し、京都市（産業観光局地域企業イノベーション推進室）に提出してください。

報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・店舗の名称及び所在地
- ・地域・社会貢献の実施内容（取組分野、実施状況、実施時期 等）
- ・地域・社会貢献担当窓口（名称、部署・担当者名、連絡先 等）

##### (2) 提出時期・提出先

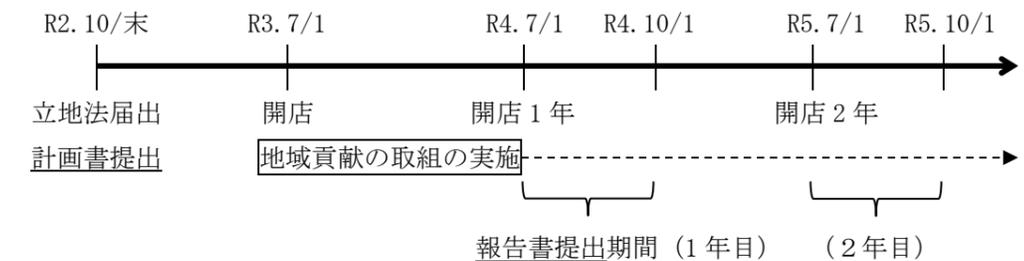
報告書を提出した設置者は、開店日又は変更日から1年を経過した日を起算日として3箇月以内に1年分の報告書（2部）を京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室まで提出してください。（郵送不可）

なお、報告書の提出は、2年間行ってください。

##### (3) 公表について

報告書が提出されたときは、速やかに京都市のホームページによりその内容を公表します。

< (例) 令和2年10月末日に大規模小売店舗立地法の届出、3年7月1日に開店した場合 >

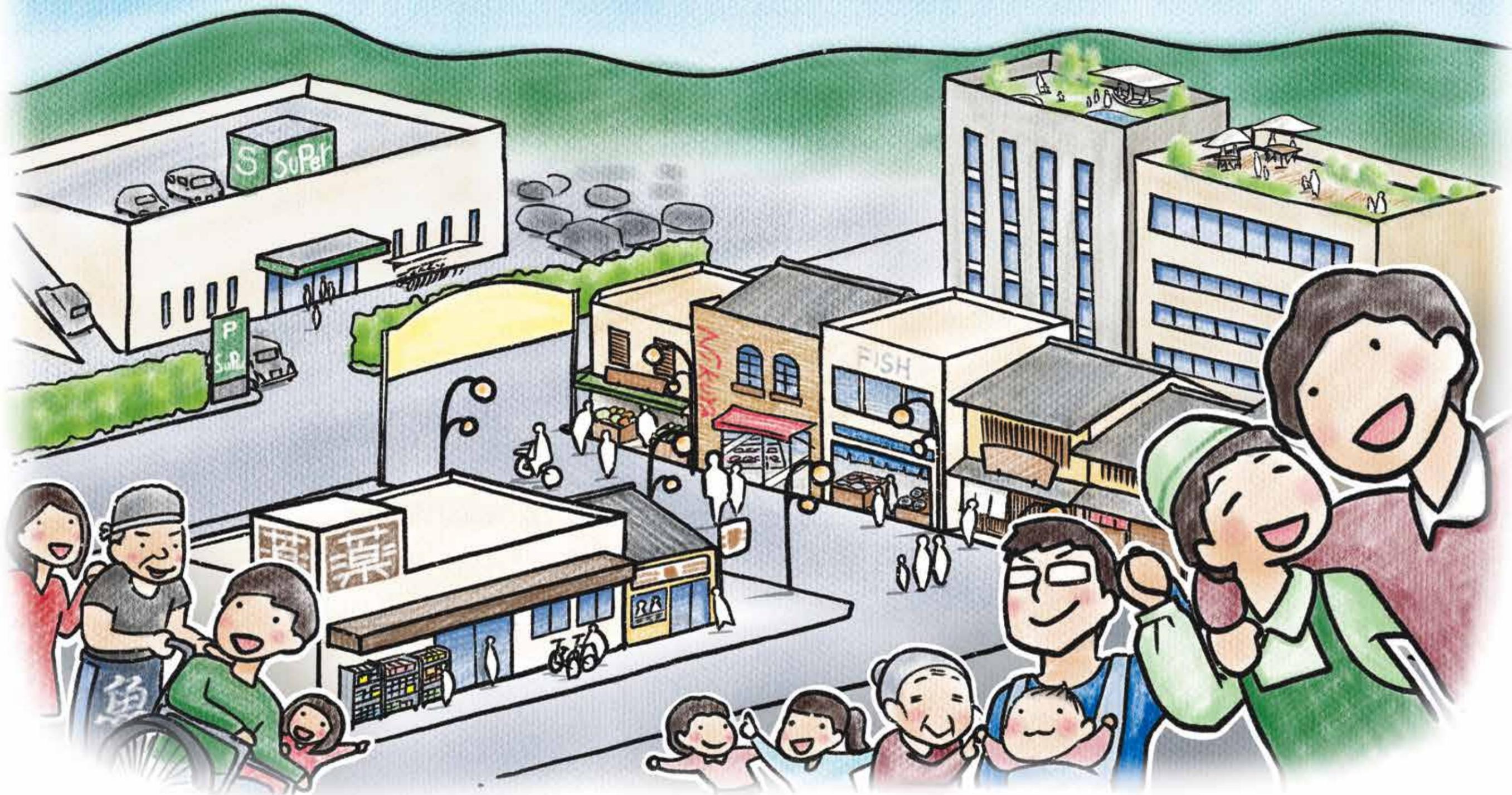


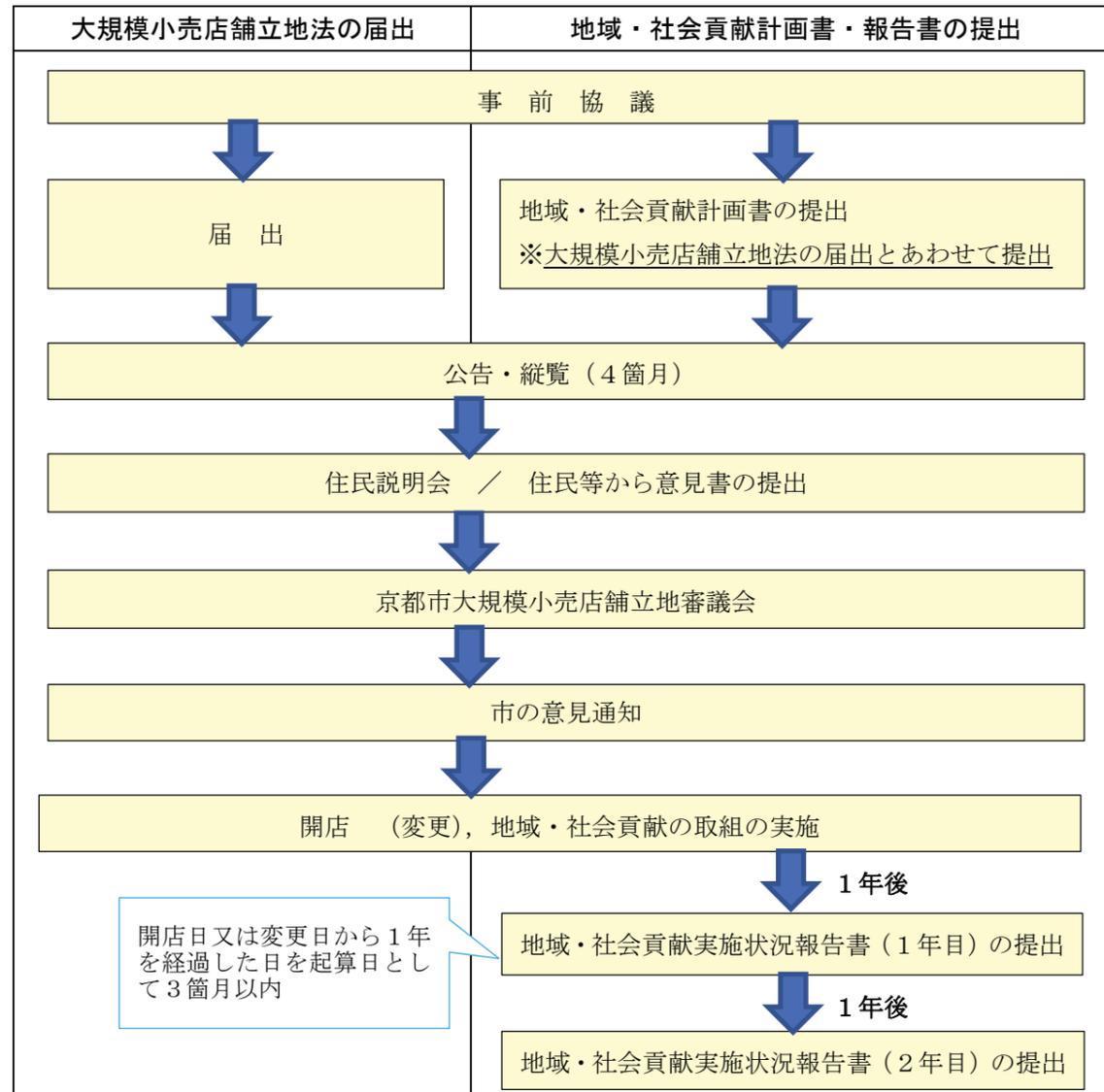
#### 3 地域・社会貢献等に関するアンケートについて

市内の小売店舗における、地域・社会貢献活動の状況を把握し、今後の商業活性化施策や取組の周知及び促進を図るため、京都市において地域・社会貢献の取組状況等に関するアンケートを実施することがあります。事業者の皆様におかれましては、本取組の趣旨をご理解いただき、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

# 地域・社会貢献を通じて、暮らしやすいまちづくりの実現へ！

京都市では、地域住民が支えあい、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指しており、事業者の皆様には、地域の一員としてさまざまな地域活動に御協力いただくことや、従業員がお住まいの地域の活動に参加できる環境づくりをお願いしています。





## 第4 中規模小売店舗（400㎡以上1,000㎡以下）の設置者が行う手続

京都市では、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することや地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的として、店舗面積の合計が400㎡以上1,000㎡以下の小売店舗を対象に、「京都市中規模小売店舗設置指導要綱」（以下「要綱」という。）による手続を定めています。

中小小売店は特に地域に密着した店舗であることから、京都市では、積極的な地域・社会貢献の取組の促進を図り、もって地域及び企業の持続的な発展を推進するため、要綱に基づく届出時にあわせて、「地域・社会貢献計画書」の提出をお願いしています。

### 1 地域・社会貢献計画書

#### (1) 対象となる店舗

次のいずれかに該当する中規模小売店舗とします。

- ア 新規に出店する中規模小売店舗（店舗面積400㎡以上1,000㎡以下）
- イ 既設の店舗のうち、要綱第6条第1項の規定による変更の届出を行う店舗

#### (2) 地域・社会貢献計画書の内容

対象となる中規模小売店舗の設置者は、「京都市中規模小売店舗設置指導要綱の手引」に基づき「地域・社会貢献計画書」（第3号様式）を作成し、京都市（産業観光局地域企業イノベーション推進室）に提出してください。地域・社会貢献計画の計画期間は、開店又は変更日から2箇年分を対象とします。

計画書には、以下の事項を記載してください。

- ・店舗の名称及び所在地
- ・地域・社会貢献に対する取組方針
- ・地域・社会貢献の取組内容（取組分野、具体的な内容、実施時期 等）
- ・地域・社会貢献担当窓口（名称、部署・担当者名、連絡先 等）

※ 地域・社会貢献の取組項目等については、P2～P7の「地域・社会貢献の取組事例」を参考にしてください。

※ 作成に当たっては、テナントとの協力体制の確立に努めてください。

#### (3) 提出時期・提出先

要綱に基づく届出における事前協議とあわせて、地域・社会貢献計画についても協議を行い、届出時に協議済みの計画書（2部）を京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室まで提出してください。（郵送不可）

※ 届出時にテナントが未定のため、提出ができない場合は、テナント確定後の届出（要綱第4条）時に協議済みの計画書（2部）を提出してください。（郵送不可）

#### (4) 計画書の公表

計画書が提出されたときは、届出概要とあわせて、速やかに京都市のホームページによりその内容を公表します。

**第5 様式**

第1号様式 地域・社会貢献計画書（大規模小売店舗用）……………15

第2号様式 地域・社会貢献実施状況報告書……………16

第3号様式 地域・社会貢献計画書（中規模小売店舗用）……………17

記入例……………18

(第1号様式)

**地域・社会貢献計画書**

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

出店等計画説明書作成要領に基づき、下記のとおり提出します。

記

店舗名称：\_\_\_\_\_

店舗所在地：\_\_\_\_\_

**1 地域・社会貢献に対する取組方針**

--

**2 地域・社会貢献の取組内容（令和 年 月 日～ 年 月 日分）**

項目	細目	具体的な内容	実施時期	資料

- ※1 項目及び細目は、「小売店における地域・社会貢献推進の手引」の取組事例から該当するものを記載してください。
- ※2 地域・社会貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。
- ※3 開店前又は開店後1年未満で実施中のものがない場合、実施予定のものを記載してください。
- ※4 大規模小売店舗立地法の届出時に協議済みの計画書を提出してください。また、開店日又は変更日から1年を経過した日を起算日として3箇月以内に1年分の地域・社会貢献実施状況報告書（第2号様式）を提出してください。（報告書の提出は、2年間行ってください。）。

**3 地域・社会貢献担当窓口**

- (1) 名称
- (2) 部署・担当者名
- (3) 電話番号
- (4) Eメール

地域・社会貢献実施状況報告書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

出店等計画説明書作成要領に基づき、に基づき、下記のとおり報告します。

記

店舗名称: \_\_\_\_\_

店舗所在地: \_\_\_\_\_

1 地域・社会貢献の実施状況 (令和 年 月 日～ 年 月 日分)

項目	細目	実施状況	実施時期	資料

- ※1 項目、細目及び具体的な内容は、地域・社会貢献計画書（第1号様式）と同様の内容としてください。
- ※2 実施状況に関する資料を適宜添付してください。
- ※3 地域・社会貢献計画書に記載されている内容のうち、実施予定であったもので、実施しなかったものについては、実施時期に「未実施」と記載してください。
- ※4 開店日又は変更日から1年を経過した日を起算日として3箇月以内に1年分の地域・社会貢献実施状況報告書（第2号様式）を提出してください（報告書の提出は、2年間行ってください）。

2 地域・社会貢献担当窓口

- (1) 名称
- (2) 部署・担当者名
- (3) 電話番号
- (4) Eメール

地域・社会貢献計画書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

京都市中規模小売店舗設置指導要綱の手引に基づき、下記のとおり提出します。

記

店舗名称: \_\_\_\_\_

店舗所在地: \_\_\_\_\_

1 地域・社会貢献に対する取組方針

\_\_\_\_\_

2 地域・社会貢献の取組内容 (令和 年 月 日～ 年 月 日分)

項目	細目	具体的な内容	実施時期	資料

- ※1 項目及び細目は、「小売店における地域・社会貢献推進の手引」の取組事例から該当するものを記載してください。
- ※2 地域・社会貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。
- ※3 開店前又は開店後1年未満で実施中のものがない場合、実施予定のものを記載してください。
- ※4 京都市中規模小売店舗設置指導要綱の届出時に協議済みの計画書を提出してください。

3 地域・社会貢献担当窓口

- (1) 名称
- (2) 部署・担当者名
- (3) 電話番号
- (4) Eメール

地域・社会貢献計画書

令和2年10月30日

(宛先) 京都市長

名称 ○○産業株式会社 代表取締役 ○○○○  
住所 京都市○○区○○町○○

出店等計画説明書作成要領に基づき、下記のとおり提出します。

記

店舗名称: ショッピングセンター○○ ○○店  
店舗所在地: 京都市○○区○○町○○番地○

1 地域・社会貢献に対する取組方針

「○○○○○」という社是のもと、従業員に地域のイベントに積極的に参加するよう呼びかけている。  
SDGsの達成に向け、特に「○○」と「○○」の分野での取組に力を入れている。

2 地域・社会貢献の取組内容(令和3年7月1日～4年6月30日分)

項目	細目	具体的な内容	実施時期	資料
1 地域づくり・まちづくり	(2) 賑わいづくり, 交流促進, 地域活性化	地域の祭りや行事への積極的に参加, 協力し, 地域とのコミュニケーションに努めます。	R3.7.1～	無
〃	〃	施設2階に地域住民がいつでも利用できるコミュニティスペースを設置します。	〃	有
7 環境	(3) リサイクル対策の実施	リサイクルボックスを設置し, 容器包装, 電池等の店頭回収を行います。	R3.10.1～	無

- ※1 項目及び細目は、「小売店における地域・社会貢献推進の手引」の取組事例から該当するものを記載してください。
- ※2 地域・社会貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。
- ※3 開店前又は開店後1年未満で実施中のものがない場合、実施予定のものを記載してください。
- ※4 大規模小売店舗立地法の届出時に協議済みの計画書を提出してください。また、開店日又は変更日から1年を経過した日を起算日として3箇月以内に1年分の地域・社会貢献実施状況報告書(第2号様式)を提出してください。(報告書の提出は、2年間行ってください。)

3 地域・社会貢献担当窓口

- (1) 名称 ○○産業株式会社
- (2) 部署・担当者名 本社総務部 担当 ○○○○
- (3) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
- (4) Eメール ○○○○○○○○

地域・社会貢献実施状況報告書

令和4年9月1日

(宛先) 京都市長

名称 ○○産業株式会社 代表取締役 ○○○○  
住所 京都市○○区○○町○○

出店等計画説明書作成要領に基づき、に基づき、下記のとおり報告します。

記

店舗名称: ショッピングセンター○○ ○○店  
店舗所在地: 京都市○○区○○町○○番地○

1 地域・社会貢献の実施状況(令和3年7月1日～4年6月30日分)

項目	細目	具体的な内容	実施時期	資料
1 地域づくり・まちづくり	(2) 賑わいづくり, 交流促進, 地域活性化	5月に開催された地域のお祭では, 駐車場の一部を休憩所として提供したほか, 参加した児童におやつを配りました。	R3.7.1～	有
〃	〃	施設の開店とあわせて, 2階にコミュニティスペースを設置し, 自治会の会合等でご利用いただいています。	〃	有
7 環境	(3) リサイクル対策の実施	店舗正面入口にリサイクルボックスを設置し, 容器包装, 電池, 蛍光管の回収を行っています。	R3.10.1～	有

- ※1 項目, 細目及び具体的な内容は、地域・社会貢献計画書(第1号様式)と同様の内容としてください。
- ※2 実施状況に関する資料を適宜添付してください。
- ※3 地域・社会貢献計画書に記載されている内容のうち、実施予定であったもので、実施しなかったものについては、実施時期に「未実施」と記載してください。
- ※4 開店日又は変更日から1年を経過した日を起算日として3箇月以内に1年分の地域・社会貢献実施状況報告書(第2号様式)を提出してください(報告書の提出は、2年間行ってください。)

2 地域・社会貢献担当窓口

- (1) 名称 ○○産業株式会社
- (2) 部署・担当者名 本社総務部 担当 ○○○○
- (3) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
- (4) Eメール ○○○○○○○○

記入例

地域・社会貢献計画書

令和2年10月30日

(宛先) 京都市長

名称 ○○産業株式会社 代表取締役 ○○○○  
住所 京都市○○区○○町○○

京都市中規模小売店舗設置指導要綱の手引に基づき、下記のとおり提出します。

記

店舗名称: ショッピングセンター○○ ○○店  
店舗所在地: 京都市○○区○○町○○番地○

1 地域・社会貢献に対する取組方針

「○○○○○」という社是のもと、従業員に地域のイベントに積極的に参加するよう呼びかけている。  
SDGsの達成に向け、特に「○○」と「○○」の分野での取組に力を入れている。

2 地域・社会貢献の取組内容（令和3年7月1日～4年6月30日分）

項目	細目	具体的な内容	実施時期	資料
1 地域づくり・まちづくり	(2) 賑わいづくり, 交流促進, 地域活性化	地域の祭りや行事への積極的に参加, 協力し, 地域とのコミュニケーションに努めます。	R3.7.1～	無
〃	〃	施設2階に地域住民がいつでも利用できるコミュニティスペースを設置します。	〃	有
7 環境	(3) リサイクル対策の実施	リサイクルボックスを設置し, 容器包装, 電池等の店頭回収を行います。	R3.10.1～	無

※1 項目及び細目は、「小売店における地域・社会貢献推進の手引」の取組事例から該当するものを記載してください。

※2 地域・社会貢献活動内容に関する資料を適宜添付してください。

※3 開店前又は開店後1年未満で実施中のものがない場合、実施予定のものを記載してください。

※4 京都市中規模小売店舗設置指導要綱の届出時に協議済みの計画書を提出してください。

3 地域・社会貢献担当窓口

- (1) 名称 ○○産業株式会社
- (2) 部署・担当者名 本社総務部 担当 ○○○○
- (3) 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
- (4) Eメール ○○○○○○○○



<お問い合わせ先>

## 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話：075-222-3340

FAX：075-222-3341

E-mail：shogyo@city.kyoto.lg.jp

発行 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

令和2年6月発行 京都市印刷物第023018号